

特集 3 監査等委員会設置会社への移行

2018年6月、当社は、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。

そこで、瓜生会長及び社外取締役である渡辺氏、菊川氏に、移行によるメリットや社外取締役の役割などについて伺いました。



代表取締役会長

瓜生 道明

取締役(社外)

菊川 律子

取締役(社外)

渡辺 顯好



特集3
監査等委員会設置会社への移行

Q1

監査等委員会設置会社へ移行しましたが、
どのようなメリットを期待していますか

A1

瓜生

「ガバナンスの強化」および「意思決定の迅速化」という2つのメリットが期待されます。

今回の移行により、これまでの監査役に代わり監査等委員を設置しましたが、取締役でもある監査等委員は、取締役の人事や報酬など経営陣の提案に意見を述べる権限に加え、取締役会での議決権を有することになります。このため、従来の監査役会設置会社に比

べて、取締役会の監督機能を強化できると考えております。

また、法令、定款に定められているものを除き、重要な業務執行の決定を取締役会から取締役へ委任できるようになりました。権限委任を通じた意思決定の迅速化は、環境変化のスピードが速い中、成長事業等を推進するうえで非常に有益であると考えております。





Q2

監査等委員会設置会社において、「監査等委員でない社外取締役」の役割はどのように変わると考えますか

A2

瓜生

渡辺取締役、菊川取締役のお二人には、「監査等委員でない社外取締役」という立場で、引き続き独立した社外の視点から経営に関与していただくことを期待しています。

当社は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役へ意思決定を委任した事項については、経営会議で協議を行うこととしており、これまで以上に経営会議の重要性が高まります。取締役会の監督機能の維持、強化を図る観点から、お二人には、これまで同様、取締役会だけでなく経営会議においても、経営課題全般について助言いただくことがますます重要になると考えております。

菊川

私たち社外取締役には、社外の視点を持ち、客観的な立場から率直に意見を述べ、業務執行を監督する役割があります。取締役への権限委任は、経営にスピード感が生まれるというメリットがある一方で、経営判断を誤ると企業価値を損なうリスクを伴います。私たちは、取締役会だけでなく経営会議にも出席

し、それぞれの経験を踏まえた発言を心掛けております。取締役の経営判断を後押しすることで経営の迅速性を維持しつつ、リスクコントロールの観点で、時にはブレーキ役となり、業務執行を適切に監督するよう努めてまいりたいと考えております。

渡辺

菊川取締役が仰るとおり、業務執行を監督するという観点で、私たち社外取締役が経営会議に関与することは、これまで以上に重要になります。コーポレートガバナンス・コードでは、社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきとされていますが、監査等委員会設置会社へ移行する企業によっては、社外監査役を監査等委員である社外取締役とすることで要件を満たすケースもあると聞いております。「監査等委員でない社外取締役」という立場を与えられた意図を十分に理解し、株主の意見を取締役に適切に反映させるとともに、中長期的な企業価値の向上に寄与してまいりたいと考えております。

Q3

池辺社長による新体制となりますが、今後の抱負をお聞かせください

A3

瓜生

私が社長を務めた6年間で、原子力再稼働や自由化による競争対応、イノベーションの取組みなど中長期の成長に向けて、一定の道筋をつけることができたと思っております。今後、本格的な成長段階を迎えるにあたっては、新たな力に経営の舵取りを託すべきと判断いたしました。

池辺社長は、知識や能力、経験はもちろんのこと、視野の広さや胆力を含めた総合力が抜群で、企業経営に関する知見も豊富であり、これまでも彼とは、幅広く経営課題について議論を重ねてまいりました。池辺社長であれば、今後の時々刻々と変わる事業環境に応じて迅速かつ的確に判断を行い、企業価値を

さらに高めることができると確信しております。私は、池辺社長が有する資質を十分に活かしてリーダーシップを発揮できるようバックアップするとともに、取締役会議長として、取締役会における監督機能のさらなる強化に努めてまいります。

渡辺

池辺社長は、これまで中期経営方針や財務目標の策定、イノベーションの取組みなどに携わり、当社グループがチャレンジする道筋をつくってこられました。私も人事等検討委員会の委員長として、池辺社長が適任と考えました。

また、今年度からは、新体制における新たな取組みとして、役員を対象とした業績連動型



株式報酬制度が導入されました。私は報酬検討委員会の委員長として検討に携わりましたが、この制度は、報酬として支給する株式が財務目標である連結経常利益の目標値1,100億円の達成度に連動する仕組みとなっています。これにより、株主と企業価値を共有するとともに、企業価値向上および株価上昇に対する経営陣の貢献意欲を一層高めることができると考えております。

このように、稼ぐ意識が高まる一方で、業務執行の適法性や妥当性が損なわれることがないよう、社外取締役として、監督の役割をきちんと果たしてまいります。

菊川

これからの電気事業には、新たな市場の導入など不確定な要素が多く、過去の成功体験が通用しない難局が待っています。それを乗り越えていくためには、ステークホルダーの考えや時代のニーズを理解し、新しい発想で挑戦していかなければなりません。当社には、IR活動で得られた投資家の声を定期的に取り締役に報告する仕組みがあり、取締役全員に共有されております。

それらの投資家の声も踏まえ、新体制においても「『日本一のエネルギーサービス』を提供する企業グループ」の実現に向け、社外の立場だからこそできる有益な提言を心掛けてまいります。

